

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025年12月

グローバル法務／情報・テクノロジー

インド

デジタル個人情報保護法 Q&A

弁護士 [池田美奈子](#)
弁護士 [土屋晃輔](#)

第1 はじめに

インド政府は、2025年11月14日、2023年デジタル個人データ保護法¹ (Digital Personal Data Protection Act 2023。以下「DPDP法」といいます。)に基づく2025年デジタル個人データ保護法施行規則 (Digital Personal Data Protection Rules 2025。以下「DPDP規則」といいます。)を公布しました。²

また、DPDP規則の公布と同時に、DPDP法及びDPDP規則の施行スケジュールが公表され³、今後、これらの段階的な施行が始まることとなります。

本稿では、このような動向を受けて、DPDP法及びDPDP規則の概要及び留意点について解説します。

第2 個人データの定義

Q. DPDP法の適用対象となる個人データとはどのようなものですか。

A. DPDP法は、デジタル形式で収集された、又は非デジタル形式で収集され、その後デジタル化された、インド国内における個人データの取扱いに適用されます (DPDP法3条(a))。日本の個人情報の保護に関する法律 (以下「個情法」といいます。)が個人情報の形式を問わず適用されると異なりますので注意が必要です。

¹ <https://www.meity.gov.in/static/uploads/2024/06/2bf1f0e9f04e6fb4f8fef35e82c42aa5.pdf>

² <https://www.meity.gov.in/static/uploads/2025/11/53450e6e5dc0bfa85ebd78686cadad39.pdf>

³ <https://www.meity.gov.in/static/uploads/2025/11/c56ceae6c383460ca69577428d36828b.pdf>

第3 DPDG 法の域外適用

Q. 日本企業がインド国内に拠点を有していない場合でも DPDG 法の適用を受けることがありますか。

A. DPDG 法は、インド国内における本人への商品又はサービスの提供に関するインド国外での個人データの取扱いにも適用されます（同法 3 条(b)）。これは、個別法や EU 一般データ保護規則（以下「GDPR」といいます。）における域外適用規定に類似するものです（個別法 171 条、GDPR3 条 2 項(a)）。

これにより、例えば、インド国内の消費者を対象に EC 事業やオンラインサービスを提供する外国企業は、インド国内に拠点を有していないても DPDG 法の適用対象となり得ます。

ただし、DPDG 法には、GDPR のように、行動モニタリング（商品又はサービスの提供に関する一般的な行動履歴の追跡）に対しても域外適用を行う旨の規定はなく、商品又はサービスの提供と関係なく行動モニタリングを行う場合は適用対象とはなりません。

第4 データ管理者の義務

Q. データ管理者はどのような義務を負いますか。

A. DPDG 法上、個人データを取り扱う事業者は「データ管理者」（Data Fiduciary）といい、単独又は他の者と共に、個人データの処理の目的及び手段を決定する者と定義されています（DPDG 法 2 条(i)）。データ管理者は主として以下のようないくつかの義務を負います。

- ① 技術的・組織的措置の実施（同法 8 条(4)）
- ② セキュリティ措置の実施（同条(5)）
- ③ 個人データ侵害時の通知（同条(6)）
- ④ 個人データの消去義務（同条(7)）
- ⑤ 苦情処理体制の確立（同条(10)）

上記②については、DPDG 規則において、少なくとも適切なデータセキュリティ対策、アクセス制御、アクセス状況の可視化、データバックアップ、ログ及び個人データの保持、適切な処理委託契約並びに適切な技術的及び組織的措置を講じるべきことが明らかにされました（同規則 6 条）。

また、③についても、DPDG 規則において、侵害を認識した場合は遅滞なく侵害の概要等を規制当局であるデータ保護委員会（Data Protection Board, DPB）に通知した後、72 時間以内により詳細な報告をデータ保護委員会にすべきことが明らかにされました（同規則 7 条(2)）。また、本人に対しても所定の事項をユーザー アカウントその他を通じて遅滞なく通知する必要があります（同条(1)）。

Q. 重要データ管理者とはどのような者ですか。

A. 「重要データ管理者」(Significant Data Fiduciary, SDF) とは、中央政府が、処理する個人データの量及び機微性、本人の権利に及ぼすリスク並びに国家の安全保障などの観点から指定するデータ管理者又はデータ管理者の区分をいいます (DPDP 法 2 条(z)、10 条(1))。

重要データ管理者として指定を受けた事業者は、データ管理者が負う義務に加え、より厳格な義務を負うことになります。具体的には、データ保護責任者 (Data Protection Officer, DPO) の任命、独立データ監査人の選任及び定期的なデータ保護影響評価 (Data Protection Impact Assessment, DPIA) の実施などが義務付けられます (DPDP 法 10 条(2))。

また、重要データ管理者は、中央政府が指定した特定の個人データについて、当該個人データ及びその流通に関連するトラフィックデータがインド国外に移転されないという制限の下で取り扱われることを確保するための措置を講じる必要があります (DPDP 規則 13 条(4))。

現時点 (2025 年末) では中央政府による指定は未だ行われていませんが、今後の通知等により対象となりうる事業者が明らかになる見込みであるため、特に大量の個人データや機微な個人データを取り扱う企業は、その動向を注視する必要があります。

Q. プライバシー通知に記載すべき事項にはどのようなものがありますか。

A. データ管理者が、本人から同意を取得する際に本人に提供すべき通知には主として以下の情報をお記載する必要があります (DPDP 規則 3 条)。

- ① 取り扱う個人データに関する詳細な説明
- ② 当該取扱いにより提供される商品・サービス又は可能となる利用に関する具体的な説明及び利用目的
- ③ 本人が同意の撤回、権利の行使及び当局への申立てを行うためのデータ管理者のウェブサイト・アプリへのリンク

通知は、データ管理者が提供する他の情報からは独立したものでなければならず、また、本人の選択により英語又は他の特定の地域の言語で閲覧できるようにする必要があります (DPDP 法 5 条(3))。

Q. 個人データの保持義務や削除義務はありますか。

A. データ管理者は、DPDP 法上、本人が同意を撤回した場合、又は特定した利用目的がもはや達成されないと合理的にみなされる場合⁴には、法令遵守に必要な場合を除き、個人データを削除する義務を負います (同法 8 条(7))。

今般、DPDP 規則により以下の 2 つの類型のデータ保持義務が新たに定められました (同規則 8 条)。

⁴ 具体的には、本人がデータ管理者に対して特定された利用目的の履行を求めず、かつ関連する個人データの処理に関する権利を行使しない場合をいいます。

- ① すべてのデータ管理者は、個人データの処理の日から 1 年間、政府からの要請や調査に応じるために、当該個人データ、関連するトラフィックデータ及び処理に関するログを保持する義務を負います。
- ② 特定の大規模事業者（電子商取引プラットフォーム事業者、ソーシャルメディア事業者、オンラインゲーム事業者等）は、ユーザーが非アクティブとなってから 3 年が経過した場合は、法令遵守に必要な場合を除き、当該ユーザーの個人データを削除する義務を負います。ただし、上記期間満了の 48 時間前までに本人に通知をして、本人がアカウントをアクティブにして個人データの削除を回避する機会を付与しなければなりません。

データ管理者は、上記①、②の期間経過後は、特定した利用目的がもはや達成されないと合理的にみなされる場合、速やかに個人データを消去しなければならないため、事業者はその取り扱う個人データが適切に保持又は削除されるよう所内ルールや体制を構築する必要があります。

第 5 同意取得

Q. 同意管理者とはどのような者ですか。

A. 「同意管理者」（Consent Manager）とは、データ保護委員会に登録された者であって、本人がアクセス可能で、透明性があり、相互運用可能なプラットフォームを通じて、本人が自身の同意を付与、管理、確認及び撤回できるようにする単一の窓口として機能する者をいいます（DPDP 法 2 条(g)）。これは DPDP 法特有の取組みとなっており、個情法や GDPR では各事業者が本人から個別的に同意を取得する仕組みとなっているのと異なり、本人は、同意管理者の単一のプラットフォーム（ウェブサイトやアプリ等）を通じて、複数のサービスに係る同意を提供、撤回又は確認することができるようになります。

DPDP 法は、合法的な目的のため、かつ(a)本人が同意した場合又は(b)特定の正当な利用の場合にのみ、個人データを処理することができると定めており（同法 4 条(1)）、事業者は、個人データの取扱いにあたっては基本的に本人から同意を取得する必要があります。事業者としては同意管理者のプラットフォームを通じて本人同意を取得・管理する体制を整えていく必要があります。

第 6 個人データの域外移転

Q. インドから日本等の外国へ個人データを移転することは可能ですか。

A. 原則として個人データの域外移転は禁止されていません（DPDP 規則 15 条）。すなわち、現時点では個人データの域外移転は広く許容されており、個情法における十分性認定に類似する制度などは導入されていません。

ただし、中央政府は通達により、特定の国又は地域への個人データの移転を制限する権限を

有しており（DPDP 法 16 条(1)）、データ管理者は、個人データを当該外国又は当該外国の支配下にある個人、団体若しくは機関に提供する場合には中央政府が命令で定める要件を満たす必要があります（DPDP 規則 15 条）。

今後、特定の国又は地域への移転が規制される可能性がありますので、中央政府の動向を注視する必要があります。

第 7 罰則

Q. DPDP 法に違反した場合、どのような制裁を受ける可能性がありますか。

A. データ管理者による違反は、以下のとおり高額な制裁金の対象となり得ます（DPDP 法 33 条、別表）。

- ・ 合理的なセキュリティ措置違反（8 条(5)）：25 億ルピー以下
- ・ 漏えい時の通知義務違反及び児童データ規制違反（8 条(6)、9 条）：20 億ルピー以下
- ・ 重要データ管理者の追加義務違反（10 条）：15 億ルピー以下
- ・ その他の違反：5 億ルピー以下

第 8 施行スケジュール

Q. 今後、DPDP 法及び DPDP 規則はどのようなスケジュールで施行されるのですか。

A. DPDP 法、DPDP 規則は、以下のとおり段階的に施行されます。

- ① 定義規定やデータ保護委員会の設置などの制度的枠組み：2025 年 11 月 14 日
- ② 同意管理者の登録など一部の規定：2026 年 11 月 14 日（公表から 12 ヶ月後）
- ③ データ管理者の義務を含むほとんどの規定：2027 年 5 月 14 日（公表から 18 ヶ月後）

したがって、インドで事業展開を行っている、又は進出を計画している日本企業においては、2027 年 5 月 14 日の完全施行を見据えて、DPDP 法及び DPDP 規則への対応準備を進めていく必要があります。

第 9 おわりに

今般、DPDP 規則の制定により DPDP 法の規制内容が明確化されるとともに、施行スケジュールが公表され、主要な規定の施行まで 18 か月の猶予期間が設けられました。グローバルに事業を展開する日本企業の多くは、個情法に加え、GDPR にも準拠した体制を既に整備していると考えられます。その場合は、DPDP 法・同規則が個情法や GDPR より厳格な規制を課す範囲に限り、追加対応を行えば足ります。なお、完全施行までの間に、重要データ管理者の指定、越境移転規制、認定される同意管理者など、規制内容がさらに具体化する見込みですので、進捗を注視しつつ計画的な対応を進めることができます。

【執筆者】



池田 美奈子（弁護士）
Email: minako.ikeda@iwatagodo.com

2009 年 Michigan Law School (LL.M.) 修了、2010 年早稲田大学大学院法務研究科修了。2010 年 NY 州弁護士登録、2013 年弁護士登録。コーポレート案件、クロスボーダーの取引案件を中心に、データ・プライバシーやヘルスケア分野の案件を多く手掛ける。



土屋 晃輔（弁護士）
E-mail: kosuke.tsuchiya@iwatagodo.com

早稲田大学法学部卒業、一橋大学法科大学院修了。2025 年弁護士登録。コーポレート・M&A、クロスボーダー案件、データ・プライバシーをはじめとする企業法務全般を取り扱っている。

岩田合同法律事務所

1902 年(明治 35 年)、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を開設したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。開設当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として多数の企業法務案件に関与しております。日本法弁護士約 120 名が東京・札幌の両オフィスに所属し、日本語対応も可能な中国法弁護士、フランス法弁護士、米国各州弁護士資格を有する多数の弁護士のほか、特別招聘顧問として元最高裁判所長官大谷直人氏、特別顧問として前公正取引委員会委員長古谷一之氏、前金融庁長官井藤英樹氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報 : news@mail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。
また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。